

事 務 連 絡
平成24年 2月 8日

都道府県
各 指定都市 障害児支援主管課室 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行に伴う障害児支援に係る指定基準に関する省令については、平成24年2月3日に公布したところですが、障害児支援に係る指定事務について、現時点における留意事項等を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

また、指定申請書の様式例について、併せて添付しますので、各都道府県においては、円滑な施行を図るため、必要な作業を進めていただきますよう、お願いします。

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係
佐藤、神田、今野

TEL：03－5253－1111（内3037）

(別添)

事業者の指定に伴う留意事項等について

I 指定障害児通所支援事業について

1 指定障害児通所支援の事業の基準

指定障害児通所支援事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

ア 従うべき基準

① 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）

第5条、第6条、第7条、第30条第4項、第56条、第66条、第73条、第80条、附則第2条（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び附則第3条の規定による基準

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合を含む。

② 指定通所支援の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

指導訓練室及び遊戯室に係る部分（指定通所基準第10条第1項、同条第2項第1号口及び第2号）、病室に係る部分（第58条第1項第1号）

③ 指定通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の適切な処遇、安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意（指定通所基準第12条）、提供拒否の禁止（第14条）、身体拘束等の禁止（第44条）、虐待等の禁止（第45条）、懲戒に係る権限の濫用禁止（第46条）、秘密保持等（第47条）、事故発生時の対応（第52条）

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合も含む。

イ 標準とすべき基準

指定通所支援の事業に係る利用定員

（指定通所基準第11条、第59条、第69条、第82条）

ウ 参酌すべき基準

従うべき基準及び標準とすべき基準としているものの以外のもの

※ 児童発達支援センター（医療型児童発達支援センター含む。）については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）も適用されるので、留意すること。

2 人員に関する基準

人員基準については、障害児通所支援の種類ごとに定めており、①児童発達支援については、提供する場所（児童発達支援センターか児童発達支援センター以外か）や主として通わせる障害児の障害の種別、②放課後等デイサービスについては、障害の種別に応じて基準を設けている。

指定に当たっては、その基準を満たすことが必要であるが、特に留意すべき点は以下のとおりである。

（１）児童発達支援管理責任者について

児童発達支援管理責任者は、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に配置されているサービス管理責任者に相当する者として、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から新設したものである。

児童発達支援管理責任者は、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児通所支援事業所ごとに置くこととしている。

ア 要件

児童発達支援管理責任者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者とし、具体的には、障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年10月31日）でお示ししているとおり、障害福祉サービスに必置とされているサービス管理責任者の要件と同等とし、同等の実務経験者及び研修修了者とする予定である。

なお、実務経験の範囲についても、児童分野に限定せず、サービス管理責任者における実務経験の範囲と同様とするとともに、施行日から平成27年3月31日までの間は、実務経験があれば、研修を受講していなくても研修修了の要件を満たしているものとみなす予定である。

イ 兼務について

児童発達支援管理責任者については、指定基準上必要とする児童指導員等の員数に算定することはできない。

ただし、指定障害児通所支援事業所の管理上支障がない場合は、管理者との兼務をすることができる。

（２）機能訓練担当職員について

日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を置かなければならないとしており、具体的な職種については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員とする。

なお、配置した場合には、指定基準上必要とする児童指導員等の数に算定することができる。

また、主として重症心身障害児を通わせる指定障害児通所支援事業所にあつては、機能訓練担当職員を必置とする。

（３）児童発達支援センター以外で行う児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）（平成24年1月19日）において、児童

発達支援センター以外の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について、「指導員」を「児童指導員」に変更する旨お示したところであるが、児童デイサービスからの円滑な移行や身近な地域で支援が受けられるよう、基盤整備の拡大を図る観点から、変更は行わず「指導員」としているため、特に留意されたい。

なお、指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者とする。

(4) 人員に関する基準の経過措置について

ア 経過児童発達サービス事業所

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童発達サービス事業所（いわゆる「経過児童発達サービス事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者の配置の規定は適用しないとともに、指導員又は保育士の合計数10:2については、引き続き15:2とする。

イ 知的障害児通園施設

整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に置くべき児童指導員及び保育士の総数4:1については、当分の間、乳幼児の数を4で除して得た数及び少年7.5で除した得た数の合計数以上とする。

なお、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所であって、指定基準の経過措置により基準を満たしている事業所に少年が利用した場合、報酬については、減算することとしている。

ウ 難聴幼児通園施設

主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）については、言語聴覚士を4人以上置かなければならないが、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所については、当分の間、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員をそれぞれ2人以上とする。

3 事業者の指定等について

(1) 基本的な取扱いについて

事業者の指定に当たっては、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所ごとに行う。

都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の15第2項に該当するときは、指定をしない。

また、申請者は法人であることとする。ただし、医療型児童発達支援においては、法人格を問わない。

(2) 従たる事業所の取扱いについて

児童発達支援（児童発達支援センターであるものを除く。）及び放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

なお、従たる事業所の通所支援の種類については、主たる事業所の種類と同一のものとなる。

また、児童指導員等の総数や報酬単価の定員規模については、主たる事業所と合わせた利用定員数によって算定する。

① 人員及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用定員の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(3) 多機能型事業所について

① 多機能型事業所の取扱い

多機能型事業所とは、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う事業所のことをいう。

※ 児童発達支援においては、児童発達支援センターで行う場合と児童発達支援センター以外で行う場合で、指定基準を設けているが、指定通所支援の種類としては指定児童発達支援となるため、センターとセンター以外の多機能型事業所という概念はないので留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定基準の改正の際、障害児通所支援事業と障害福祉サービスとの多機能型の規定を設ける予定である。（24年3月公布予定）

② 多機能型事業所の指定

多機能型事業所に係る指定に当たっては、当該多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行うものとする。

③ 多機能型事業所の特例

多機能型事業所に関する特例については、以下のとおりである。

ア 従業員の員数に関する特例

従業者については、管理者を除いて専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれ事業の専従要件までは課さないものとする。

その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要がある。

例：児童発達支援センター（主が難聴、重症心身障害以外の障害）において、指定児童発達支援（利用定員20人）と指定放課後等デイサービス（利用定員10人）を行う場合に必要とする従業者の員数は次のとおり。

【指定児童発達支援】

- ・ 嘱託医 1人以上
- ・ 児童指導員及び保育士 5人★
そのうち児童指導員及び保育士ともに1人以上は必要。
- ・ 栄養士 1人以上
※ 定員が40人以下の場合は置かないことができる。
- ・ 調理士 1人以上
※ 調理業務を委託する場合は置かないことができる。

【放課後等デイサービス】

- ・ 指導員又は保育士 2人★

【多機能型事業所】

- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上
※ 児童指導員等の置くべき員数を満たした上で、児童発達支援管理責任者として配置すること。
- ・ 管理者
※ 他の職務に兼務することができる。

★児童指導員等の兼務について

児童指導員や保育士については、放課後等デイサービスの指導員又は保育士との兼務は可能とするが、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一時間帯に行う場合には、障害児の合計の人数で必要とする数を確保すること。

例の場合で、例えば、

- ① 8:00～14:00 児童発達支援 14:30～18:30 放課後等デイサービス
- ② 8:00～17:00 児童発達支援 14:30～18:30 放課後等デイサービス

については、①の場合は、児童指導員及び保育士を5名配置する必要があり、②の場合は、14:30～17:00の間は児童指導員及び保育士を5名、指導員又は保育士を2名、合わせて7名配置する必要がある。

イ 設備に関する特例

設備については、当該通所支援ごとに必要な設備を兼用することができる。しかしながら、明らかに利便性を損なう場合など、サービスの提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。

ウ 利用定員に関する特例

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上。）とすることができる。

※ 保育所等訪問支援については、利用定員の定めがないため除かれる。

④ 報酬について

報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定する。

(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

① 基本的な取扱い

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、原則、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取り扱うこと。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した事業所として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

ただし、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で行う場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことができる。

① 人員及び設備に関する要件

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制(例えば、従業員が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。

② 具体的なケースについて

ア 総合通園センター(注)の場合

注 昭和54年7月11日児発514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センター設置について」に基づき肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設のうち2種類以上を設置しているセンターをいう。

例 1：肢体不自由児通園施設がない場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）が主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として、B部門（知的障害児通園施設）は主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) A部門とB部門を統合し、一の指定児童発達支援事業所に移行。

例 2：肢体不自由児通園施設がある場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）は主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所へ移行し、B部門（肢体不自由児通園施設）は指定医療型児童発達支援事業所へ移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定医療型児童発達支援を行う多機能型事業所へ移行。

イ 障害児通園施設と児童デイサービス事業所が併設する場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達事業所として、児童デイサービス事業所は児童発達支援センター以外で行う指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) 障害児通園施設と児童デイサービス事業所を統合して、指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。
- (iii) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達支援事業所として、児童デイサービス事業所は指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所として、それぞれ独立した事業所として移行。
※ 例えば、児童デイサービスの定員の一部（未就学児）を障害児通園施設から移行する児童発達支援の定員に振り替える（組み入れる）場合は、当該事業所の運営は一体的なものとみなし、多機能型事業所として扱うこと。

ウ 児童デイサービス事業所の場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。
※ 指導員又は保育士の合計数については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの合計の利用定員に応じて必要な員数を確保する必要がある。

(5) 重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合の取扱いについて（施行日以降に、新規に主として重症心身障害児を通わせる事業所を開設する場合を含む。）

① 基本的な考え方

重症心身障害児（者）通園事業からの移行に当たっては、現行、重症心身障害児者を対象とした事業であることを踏まえ、重症心身障害児者に対する通所支援を提供する事業所として、指定児童発達支援（又は医療型児童発達支援）、指定放課後等デイサービス及び指定生活介護を行う多機能型事業所に移行することが想定される。

② 本体事業所が指定生活介護事業所である場合

指定生活介護事業所において実施している場合は、本体事業所とは別に、重症心身障害児者に対して一体的な支援を行う独立した多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。独立した多機能型事業所とする場合、人員については、本体事業所と多機能型事業所ごとに必要な従業員を確保する必要がある。

4 みなし指定の取扱いについて

(1) 児童デイサービス事業所について

整備法附則第22条の規定により、改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）に基づく児童デイサービスに係る指定を受けている者は、新児童福祉法の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。この場合、児童発達支援においては、児童発達支援センター以外であって、主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる事業所として取り扱う。

※ 児童発達支援又は放課後等デイサービスのどちらか一方しか行わない場合は、新児童福祉法第21条の5の19第2項に規定する事業の廃止又は休止の届出を行うこと。

(2) 知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）に規定する知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。この場合、知的障害児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、難聴幼児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として取り扱う。

(3) 肢体不自由児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、旧児童福祉法に規定する肢体不自由児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。

なお、この取扱いには、肢体不自由児施設の通所部も含めるものとする。

(4) みなし指定の有効期間について

現行の指定の有効期間の残存期間にかかわらず、有効期間は1年とする予定である。

※ 今後、児童福祉法施行規則に明示する予定（24年3月公布予定）。

(5) みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請は不要である。

なお、指定を受けたものとみなされない種類の通所支援を行う場合には、指定の申請が必要である。

（指定の申請が必要となるもの）

- ・知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設が指定児童発達と指定放課後等デイサービスを併せて行う場合
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・肢体不自由児通園施設が指定医療型児童発達支援と指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを行う場合
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・新規に指定保育所等訪問支援を行う場合
- ・重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合

（児童福祉施設設置の届出）

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設を設置している者は、新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、児童発達支援センターを設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする。

5 公示について

新児童福祉法第21条の5の24の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき

イ 事業の廃止の届出があったとき

ウ 指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

6 基準該当事業所の取扱いについて

通所給付決定保護者が、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業所（以下「基準該当事業所」という。）により行われる指定通所支援以外の障害児通所支援（以下「基準該当通所支援」という。）を受けたときは、特例障害児通所給付費を支給することができることになっている。

基準該当事業所に関する基準については、都道府県の条例で定めることとなっているが、基準該当通所支援であっても、通所支援の質を確保する必要があることから、厚生労働大臣が別に定める施設基準を満たしている基準該当事業所において基準該当通所支援を受けた場合に、報酬が支給できることにする予定である。

なお、別に定める施設基準としては、現行の児童デイサービスの基準該当の基準と同様とする予定である。

II 指定障害児入所施設について

1 指定入所支援の事業の基準について

指定障害児入所施設の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定入所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

ア 従うべき基準

① 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第4条、第25条第4項、第33条第1項及び第52条の規定による基準

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

② 指定障害児入所施設等の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

居室（面積に係る部分を含む。）に係る部分（指定入所基準第5条第1項、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条、附則第3条）、病室に係る部分（第53条第1項第1号）

③ 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意（指定入所基準第6条）、提供拒否の禁止

（第7条）、指導、訓練等（第25条第5項）、障害児の入院期間中の取扱い（第30条）、身体拘束等の禁止（第41条）、虐待等の禁止（第42条）、懲戒に係る権限の濫用禁止（第43条）、秘密保持等（第44条）、事故発生時の対応（第49条）

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

イ 参酌すべき基準

従うべき基準としているものの以外のもの

※ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」も適用されるので、留意すること。

2 人員に関する基準

(1) 児童発達支援管理責任者について

通所支援と同様、児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定入所支援を行う観点から、適切な方法により、入所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、入所支援計画の作成及び提供した指定入所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児入所施設ごとに置くこととしたものである。要件等については、Iの2の(1)参照。

(2) 主たる対象とする障害以外の障害を受け入れる場合について

主たる対象とする障害以外の障害児を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じて必要とする児童指導員等の数や看護師等を確保すること。（障害保健福祉主管課長会議（平成23年10月31日）資料162頁参照）

3 指定について

(1) 基本的な取扱いについて

指定に当たっては、障害児入所施設の設置者の申請があったものについて行う。

通所支援と同様、都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、欠格要件に該当するときは、指定をしない。

また、申請者は法人であることとする。

(2) 同一敷地内に複数の施設がある場合について

同一敷地内において複数の施設がある場合は、原則、一の障害児入所施設として取り扱う。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている施設が障害児入所施設へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの施設ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した施設として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 施設ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 施設ごとに必要な設備が備えられている。（ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。）

4 みなし指定の取扱いについて

(1) 主たる対象とする障害について

整備法附則第27条の規定により旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）、肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）、又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている施設は、新児童福祉法の障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。この場合において、主たる対象とする障害については、以下のとおりとする。

ア. 知的障害児施設

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

イ. 第2種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ウ. 盲児施設

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

エ. ろうあ児施設

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

オ. 肢体不自由児療護施設

主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

カ. 第1種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設

コ. 肢体不自由児施設

主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設

キ. 重症心身障害児施設

主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設

(2)みなし指定の有効期間について

整備法附則第27条に基づき、施行の際現にその施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(3)みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、施設の設置者からの指定の申請は不要である。

(児童福祉施設設置の届出)

新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、障害児入所施設を設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする

5 公示について

新児童福祉法第24条の18の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児入所施設の指定をしたとき

イ 指定の辞退があったとき

ウ 指定障害児入所施設の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

6 18歳以上の者が入所している場合の取扱いについて

昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、18歳以上の者（児童福祉法に基づき在園期間の延長を受けている者を除く。）が入所している障害児入所施設については、都道府県等と連携し、十分に協議を重ね目標とする施設の在り方（①障害児施設として維持、②障害者支援施設に転換、③障害児施設と障害者支援施設の併設）を選択することとしている。この場合の指定に当たっては、以下の点について、特に留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定に当たっては、最長6年間、障害児入所施設の基準を満たしていれば、自立支援法の指定基準を満たすこととする規定を設ける予定である。この場合の定員の設定は、障害児と障害者の区分はせず合計数とする。

※ 指定の更新の際には、障害者支援施設等の指定基準を満たす必要がある。

(1)障害児施設として維持する場合

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者が、地域生活へ移行等するまでの間、引き続き支援が受けられるよう、施設は自立支援法に基づく生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

都道府県においては、昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても、指定をすること。（（2）及び（3）においても同じ。）

イ 医療型障害児入所施設の場合

自立支援法に基づく療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

(2) 障害者支援施設等に転換する場合

ア 福祉型障害児入所施設から転換する場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設から転換する場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

※ 18歳未満の障害児については、適切な生活の場等が確保されるまでの間、引き続き入所できるよう、施設は児童福祉法の指定を継続して受けておく必要がある。なお、障害児が在所しなくなった段階で、指定障害児入所施設の指定を辞退することになる。

(3) 障害児施設と障害者支援施設を併設する場合

① 基本的な取扱い

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設の場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。（詳細については、次の7を参照。）

② 本体施設と併設施設の位置付け

障害児入所給付費の算定に当たっては、本体施設か併設施設かによって報酬が異なることから、本体施設と併設施設を区分する必要がある。

本体施設又は併設施設か判断は、各々施設の定員を比較して、定員の多い施設を本体施設として、他方を併設施設として位置付けること。

なお、定員が同数又は定員を直ちに設定することが困難な場合であっても、どちらかの施設を本体施設として位置付けること。

③ 入所定員

入所定員の設定に当たっては、実際の利用人員（措置を含む。）に見合う定員にすること。

なお、平成24年4月において、施設ごとに定員を設定することが困難な場合には、最長6年間は、全体で（障害児と障害者を合わせて）設定することを可能とするが、自立支援法の指定の有効期間が終了し、指定の更新の際には定員を設定する必要がある。

※ 定員を全体で設定した場合は、報酬の定員規模の算定に当たっては、全体の定員規模で算定すること。

④ 人員、設備に関する基準

児童福祉法に基づく指定基準、自立支援法に基づく指定基準をそれぞれ満たす必要がある。

なお、設備については、入所者の支援及び施設の運営に支障がない場合は、設備の

一部を共有して差し支えないこと。

- ⑤ 既に障害児施設と障害者支援施設を併設している場合
指定障害者支援施設への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。
 - ア 障害者支援施設の定員増
 - イ 独立した施設として移行

7 医療型障害児入所施設が療養介護に移行する場合について

(1) 重症心身障害児施設が移行する場合

- ① 定員
次のいずれの形態も可能とする。
 - ア 障害児と障害者の合計数で設定
 - イ 医療型障害児入所施設、療養介護ごとにそれぞれ設定

※ 療養介護の報酬はその定員規模に応じて算定することができる。

② 児童指導員等と生活支援員との兼務について

従業者については、通常、各事業ごとに専ら当該職務に従事する必要があるが、定員や職員を分けずに医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に行う（上記（１）の①のア）場合には、当該施設の職務に専従すればよいこととし、医療型障害児入所施設と療養介護それぞれについて、専従要件までは課さないものとする。

③ 既に療養介護の指定を受けている場合

Ⅱの３の（２）に従い、一の事業所として定員の増又は独立した事業所、いずれかの形態とすること。

(2) 第１種自閉症児施設及び肢体不自由児施設の場合について

福祉と医療を提供する障害福祉サービスは療養介護になるため、18歳以上の者が入所している第１種自閉症児施設及び肢体不自由児施設については、療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。